

大日本帝國政府

免除
十二号

南方占領地域ヨリ携帶輸入セル通貨又ハ證券ニ關シ一部外國爲替
管理法施行規則ノ制限免除並ニ特別手續制定ノ件

大臣
次官

文書課長

總務局長

主稅局長

關稅課長

理財局長

國庫課長

總務課長

管理課長

外資局長

爲替課長

調

第

號

濟裁決

一八・七・二〇

遣發

結完

昭和 年 月 日

タイプライター用複寫用全葉(點見屋誌)

(合) 計 一、二五〇〇枚
一〇〇〇〇〇圓

大日本帝國政府

南方占領地域ニ於ケル金融機關ノ現状ニ鑑ミ 行經由送金ハ常ニ必ス
シモ可能ナラザル實情ヲ考慮シ且ハ軍人、軍屬等ノ移動ノ急速ニシテ
相當煩雜ナル點ヲ考慮シ軍人、軍屬其ノ他官吏ノ携帶輸入スル南方開
發金庫券ノ賣却（輸入ハ不要許可）國債、債券、郵便貯金通帳ノ輸入
ニ付テハ其ノ入手ノ経路等ニ疑點ナキモノニ限り外國爲替管理法令上
ノ制限ヲ免除シ同法令上現在定メラレ在ル報告ニ替ヘ特定ノ報告書式
ヲ定メテ報告セシムルコトニ相成ルト共ニ左案ヲ以テ告示相成可然哉

案

大藏省告示第百二十ニ號

免除第 十二 號

外國爲替管理法施行規則第九十四條第一項又ハ第百條第一項ノ規定ニ
依リ軍人、軍屬（定期的ニ俸給ヲ受クル者ニ限ル以下同ジ）又ハ其ノ
他ノ官吏ガ外國通貨ヲ賣却シ又ハ證券ヲ輸出若ハ輸入スル場合ニシテ
左ニ掲グル場合ハ同規則第十六條第一項若ハ第三十八條第一項ノ制限又

大藏省告示第百二十ニ號

大日本帝國政府

ハ第十六條第四項ノ報告ヲ免除ス

外國爲替管理法施行規則第九十六條ノ規定ニ依リ軍人、軍屬又ハ其ノ他

ノ官吏ガ前項ニ該當スル外國通貨又ハ證券ノ輸入ヲ爲シタル場合又ハ昭

和十八年四月二十日附大藏省告示第百六十六號第一號ニ該當スル本邦通

貨ノ輸入ヲ爲シタル場合同規則第十八條第三項又ハ第三十八條第三項ノ

規定ニ依ル報告ニ替ヘ附屬報告書式ニ依リ税關經由大藏大臣ニ報告スベ

シ

十八年七月乙丁日

大藏大臣

記

一、軍人、軍屬又ハ其ノ他ノ官吏ガ官廳ヨリ支給ヲ受ケタル俸給、旅費、

其ノ他ノ給與ヲ南方占領地域ヨリ南方開發金庫券ヲ以テ携帶輸入シ之

ヲ日本銀行本支店又ハ在^在日本銀行代理店若ハ横濱正金銀行支店ヲ相

手方トシテ賣却スル場合

大日本帝國政府

- 日本銀行橫濱代理店（橫濱興信銀行本店）
- 日本銀行橫須賀代理店（橫濱興信銀行橫須賀支店）
- 日本銀行宇都宮代理店（安田銀行宇都宮支店）
- 日本銀行旭川代理店（北海道銀行旭川支店）
- 日本銀行弘前代理店（第五十九銀行本館）
- 日本銀行大湊代理店（第五十九銀行大湊支店）
- 日本銀行仙臺市内代理店（七十七銀行本店）
- 日本銀行東舞鶴代理店（安田銀行東舞鶴支店）
- 日本銀行姫路代理店（神戸銀行支店）
- 日本銀行善通寺代理店（高松百十四銀行善通寺支店）
- 日本銀行吳代理店（藝備銀行吳支店）
- 日本銀行長崎代理店（十八銀行本店）
- 日本銀行佐世保代理店（十八銀行佐世保支店）
- 日本銀行福岡市内代理店（十七銀行本店）

（國定規格B5二シ×三毛紙）

大日本帝國政府

日本銀行久留米代理店 (筑邦銀行本店)
日本銀行神戸港派出所
日本銀行門司港派出所
日本銀行長崎港派出所
日本銀行雁ノ巣飛行場派出所
橫濱正金銀行本店
橫濱正金銀行大阪支店
橫濱正金銀行神戸支店
橫濱正金銀行長崎支店
橫濱正金銀行門司支店
三、軍人、軍屬、又ハ其ノ他ノ官吏方官廳ヨリ支給ヲ受ケタル俸給、其ノ他ノ給與ヲ以テ購入シタル支那事變國庫債券、支那事變特別國庫債券、大東亞戰爭國庫債券、大東亞戰爭割引國庫債券、支那事變貯蓄債券、戰時貯蓄債券、報國債券、又ハ戰時報國債券ヲ南方占領地域ヨリ

特別報國債券

大日本帝國政府

5

リ携帶輸入スル場合

三、軍人、軍屬又ハ其ノ他ノ官吏ガ官廳ヨリ支給ヲ受ケタル俸給其ノ他

ノ給與ヲ預ケ入レタル郵便貯金通帳ヲ南方占領地域ヨリ携帶輸入スル

場合

四、軍人、軍屬又ハ其ノ他ノ官吏ガ規約貯金通帳ヲ南方占領地域同携帶

輸入スル場合

大日本帝國政府

